

習志野市教育長
小熊 隆 殿

令和2年4月22日
習志野市議会公明党
代表 小川利枝

新型コロナウイルスによる学校の長期休業および一時登校に おける児童・生徒の学業や生活等の支援に関する要望書

国は、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、1都7県に対して、5月6日まで緊急事態宣言を発令した。これにより、市内小中学校においては始業式を行った後、学校が休業となっており、児童・生徒の教育課程の遅れをはじめ、生活習慣の乱れや、不要不急の外出あるいは3密の厳守など、今までと異なる生活環境に対する心のケアなどが心配される。

国内の感染者数は増加の一途であり、本市においても感染者が確認されている。このような状況が続けば、5月6日以降も、学校休業の継続や一時登校などが懸念される。

命を守ることは、何よりも優先されなければならない。しかしながら、学齢期における児童・生徒の教育課程の遅れを防いでいくことも重要である。

このようなことから、5月6日以降も、学校の長期休業および一時登校となった場合を想定し、児童・生徒の学業や生活等の支援に取り組むことにより、児童・生徒が幸福な成長を遂げられるよう推進していくことが求められる。

よって、以下の項目について要望する。

記

一、規則正しい生活が送れるよう学習時間の計画表を配布するとともに、その実践が遂行で

きるよう支援すること。

一、家庭学習の充実を図るため、教材の配布やオンライン授業などの推進を図ること。また、

ICT環境の整備に対応できるよう、家庭において、PCやタブレットなどの端末があるか等の調査を行うこと。

一、学校の校庭開放を実施する場合は、3密の徹底を図るとともに、教師やクラスメートと

の人間関係が図れるよう配慮すること。

一、児童・生徒の心のケアを図るため、スクールカウンセラー等による相談体制の充実と周

知の徹底を図ること。

一、外出自粛を起因とする児童虐待の発生に注視するとともに、特に児童相談所に保護を
さ

れた児童・生徒に関しては注意していくこと。また、不登校状態にある児童・生徒の
対

応を強化すること。

一、就学援助を受けている準要保護世帯の給食費については、家庭の昼食費支援などに充
て

るよう検討すること。